

賃金日額(法第 17 条第 1 項～第 3 項)

- (1) 賃金日額は、算定対象期間において、被保険者期間として計算された最後の6箇月間に支払われた賃金（臨時に支払われる賃金及び3箇月を超える期間ごとに支払われる賃金を除く。）の総額を 180 で除して得た額とする。
- (2) (1) の規定による額が次の①、②に掲げる額に満たないときは、賃金日額は、(1) の規定にかかわらず、当該①、②に掲げる額とする。
- ① 賃金が、労働した日若しくは時間によって算定され、又は出来高払制その他の請負制によって定められている場合には、(1) に規定する最後の6箇月間に支払われた賃金の総額を当該最後の6箇月間に労働した日数で除して得た額の 100 分の 70 に相当する額
- ② 賃金の一部が、月、週その他一定の期間によって定められている場合には、その部分の総額をその期間の総日数（賃金の一部が月によって定められている場合には、1 箇月を 30 日として計算する。）で除して得た額と①に掲げる額との合算額
- (3) (1)、(2) の規定により賃金日額を算定することが困難であるとき、又はこれらの規定により算定した額を賃金日額とすることが適当でないとき認められるときは、厚生労働大臣が定めるところにより算定した額を賃金日額とする。

本条は、基本手当の日額を決定するための「賃金日額」の算定方法を定めた規定である。

1. 賃金日額

(1) 原則

被保険者期間として計算された最後の6箇月間に支払われた賃金の総額を 180 で除して得た額。

* この賃金総額には、臨時に支払われる賃金及び3箇月を超える期間ごとに支払われる賃金は含まれない。

(2) 最低保障額

日給、時間給、請負制の場合において、(1) の原則の額が低いときは、労働した日1日あたりの賃金額の 100 分の 70 に相当する額が最低保障額となる。

(3) (1) 及び(2) による方法で賃金日額を算定することが困難な場合、又は算定された額を賃金日額とすることが適当でないとき認められる場合は、厚生労働大臣が定めるところにより算定した額を賃金日額とする。